【新築用】住宅エコポイント発行・交換申請書　記入見本

● 【新築用】住宅エコポイント発行・交換申請書の記入見本（参考）です。
なお、申請書の様式については、平成22年3月8日からの住宅エコポイントの申請受付に向けて現在詳細な検討を行っており、決定次第、住宅エコポイント事務局のホームページに掲載します。

※記入見本については、実際の様式と異なる場合がございますので、ご注意ください。

1枚目

新築用（戸別申請）
☑一戸建ての住宅　☑共同住宅等

受付窓口使用欄

法人コード	受付窓口コード	連絡先 担当者コード	受領番号

※申請者がご記入後の本申請書のコピーをとり、控えとしてお手元に大切に保管してください。

住宅エコポイント発行・交換申請書

こちらの申請書に黒のボールペンで必要事項をもれなく記入し、必要書類を添付してください。

※この申請書では1戸の住宅しか申請できません。

記入日　平成 22 年 4 月 20 日

申請者情報

フリガナ	シンチク	ハナコ
申請者氏名	氏 新築	名 花子
電話番号	携帯 090-5555-XXXX / 自宅 03-9999-XXXX	
生年月日	昭和 40 年 1 月 1 日	
フリガナ	カナガワ	カワサキ　カワサキク　□□チョウ
新築住宅の住所 ●ポイント通知・商品発送先※1となります	〒 210 − 000X　神奈川 都道府県　川崎 市区町村　川崎区□□町1-2-3（住所は略さずご記入ください。）	
	マンション・アパート名・部屋番号（部屋番号は必ず記載ください。）	
フリガナ	トウキョウ	チュウオウ　ギンザ
申請者の住所	〒 104 − 006X　東京 都道府県　中央 市区町村　銀座9-8-7（住所は略さずご記入ください。）	
	マンション・アパート名・部屋番号（部屋番号は必ず記載ください。）	
●上記と異なる場合のみご記入ください	サンライズマンション503	
	☑本住所をポイント通知・商品発送先とする※1	
代理申請者情報	フリガナ カブシキガイシャ ジュウタクグループケンセツ / 事業者名 株式会社 住宅グループ建設	フリガナ ジュウタク タテオ / 担当者名 住宅 建夫 / 担当者連絡先 044 − 999 − □□□□

※1 ポイント通知・商品発送先の住所を変更する場合は住宅エコポイント事務局にご連絡ください。

新築住宅の情報

申請する住宅の種類 いずれかに☑	☑トップランナー基準相当の住宅 / ☑省エネ基準を満たす木造住宅	建築着工日※2 平成 21 年 12 月 10 日 / 工事完了日※2 平成 22 年 4 月 15 日
工事施工者※3 もしくは販売事業者	フリガナ カブシキガイシャ ジュウタクグループケンセツ / 事業者名 株式会社 住宅グループ建設	フリガナ ジュウタク タテオ / 担当者名 住宅 建夫 / 担当者連絡先 044 − 999 − □□□□
工事施工者の建設業許可※4 いずれかに☑	☑国土交通大臣 または ☑(神奈川県)知事 （般-20）第 41XXX 号	販売事業者の宅建業免許※4 いずれかに☑ ☑国土交通大臣 または ☑（　）知事 （　）第　号

※2 建築着工日、工事完了日は工事証明書に記載されている日付をご記入ください。
※3 売買契約で住宅を購入した場合は販売事業者名をご記入ください。
※4 建設業許可および宅地建物取引業免許を有しない事業者は記載の必要はありません。

ポイント交換申請情報

ポイントの時効		利用ポイント数	合計利用ポイント数
即時交換	即時交換で利用するポイント数 ※追加的に実施したグレードアップ等の工事で利用できます。 ※別途「即時交換申請書」が必要となります。 ※上限は300,000ポイントです。	㋐ 200,000 ポイント	① 合計利用ポイント数（㋐〜㋓の合計） 300,000 ポイント
商品交換（4年間）	交換対象商品 ※左詰めで記入ください。	利用ポイント数	
	事業者コード BXXX / 商品コード A-1000	10,000 ポイント × 5 数量 = ㋑ 50,000 ポイント	
	事業者コード BXXX / 商品コード 8700	5,000 ポイント × 5 数量 = ㋒ 25,000 ポイント	
	事業者コード CXXX / 商品コード C-2001	200,000 ポイント × 1 数量 = ㋓ 200,000 ポイント	
	事業者コード EXXX / 商品コード 5000	5,000 ポイント × 1 数量 = ㋔ 5,000 ポイント	

※2枚目に続きます。

申請に関するお問い合わせ先
住宅エコポイント事務局 0570-064-717 ナビダイヤル(有料) 9:00〜17:00(土・日・祝日含む)
IP電話からのご利用(有料) ・ポイント申請前の方はこちら 03-5911-7803 ・ポイント申請後の方はこちら 03-5811-7804

見本

2枚目

ポイント利用情報

発行ポイント数		① 合計利用ポイント数		残りの利用可能ポイント数
300,000 ポイント	−	300000 ポイント	=	0 ポイント

下記<同意事項>の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名します。

最終確認	署名	申請者氏名 新築 花子 ※申請者本人が必ず署名捺印ください。	代理申請	署名	代理申請者氏名 （株）住宅グループ建設 住宅 建夫 ※窓口に持参される場合は、持参される方が署名捺印ください。

<同意事項>※必ずお読みください。

ポイントの発行
ポイントは、申請書が住宅エコポイント事務局（以下「事務局」という）に到着し、専用の登録システムに正しく入力された申請情報が承認された時点で申請書に記載された申請者に対して発行されます。

有効期限
住宅エコポイント発行の申請期限は、【一戸建ての住宅】の場合は平成23年6月30日まで、【共同住宅等】の場合は平成23年12月31日まで（ただし、端数が11以上のものは平成24年12月31日まで）となります。また、ポイントの交換申請期限は平成25年3月31日までとなります。交換申請期限終了時に残されているポイントは全て無効となります。事務局は利用できなかったポイントを補償するいかなる責任も負いません。なお、申請期限の前に発行予定ポイントまで発行した場合は、上記によらずポイント発行を終了します。

保有するポイントの訂正
申請者、事務局のいずれの責による場合でも、事務局は発行されたポイント数に齟齬のある場合は、適正なポイント数に訂正する権利を有します。

交換対象商品の変更
ポイントの利用により交換可能な商品は、終了、または変更する場合があります。

登録内容の変更届出
・申請情報の個人データ（住所、電話番号等）に変更が生じ、事務局にご連絡がない場合、ポイントの発行、商品の交換申請等が無効となる場合があります。
・申請者の住所変更、長期不在、住所不明等の原因により発生した、交換商品の再送に係る送料や手数料などについて、その費用の発生と支払いの責任は、申請者が有するものとします。

申請済みポイント交換の変更・キャンセル
すでに申請された商品の変更・キャンセルは受け付けられません。万が一、ポイント利用の変更・キャンセルが生じた場合、事務局の故意または過失による事由にもとづく場合を除き、事務局はポイントの返還に対する責任を負わないものとします。

申請対象住宅の現地調査
工事の実施状況を確認するために現地調査を含めた調査にご協力をお願いする場合があります。ご協力いただけない場合は、ポイントの発行停止・取消、もしくは発行済ポイント相当分を返金していただく場合があります。

免責
申請者の故意または過失に起因して第三者により使用されたポイントに関しては、申請者に生じた損害について事務局はその一切の責任を負いません。

紛失・盗難
すでに発行されたポイント通知の紛失、盗難等について、事務局は一切の責任を負いません。また、ポイント通知の紛失、盗難等によって失効したポイントの再発行義務も負いません。申請者および工事施工者（販売事業者）宛にポイント通知を郵送する際に生じる、送付物の遅延、紛失、損害等のすべての事故についても、事務局は一切の責任を負いません。さらに、これらの事由その他の事由により申請者の全ての、または一部の保有ポイントが失われた場合には、事務局は、その一切の責任および失効したポイントの再発行の義務を負いません。

申請資格の剥奪
A：申請書に現時点での正しい情報が記載されていない場合。B：本同意事項、またはその他の規約にて認められていない行為をした場合。C：その他、事務局との信頼関係を損なうと事務局が判断した行為をした場合。これらの行為を行う、または行おうとした場合には、事務局は直ちに申請の取消、未使用のポイントの取消、将来のポイント申請を受理しない場合があります。

個人情報の管理
ご記入いただいた個人情報は、住宅エコポイント事業の目的の範囲内でのみ利用することとし、ポイント発行・商品交換業務に関することのみに利用します。必要な範囲で交換商品提供事業者等に提供することがあります。また、個人属性について統計的に処理したデータを公表することがあります。

専属的合意管轄裁判所
申請者は本同意事項にもとづくポイント発行申請、商品交換申請などに関して、万一事務局との間に紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることにします。

<注意事項>

※ご提出いただきました申請書および添付書類は返却できません。
※最新の住宅エコポイント事務局ホームページ、または最新の印刷物、カタログ等に記載された規約内容および告知内容等の確認事項については、すべて今までの規約および告知内容等に優先するものとします。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改定されたものとみなします。
※国からの補助を受けて工事を行っている場合は、ポイントは申請できません。
※20歳未満の方はポイントを酒類へ交換することはできません。
※申請に関して不明な点は、申請の手引きを参照ください。

⚠ 即時交換を利用される方は、郵送では申請できません。窓口で申請をお願いします。

見本